『ひろしまドッグぱーく』関係者に対し
行政による「動物愛護管理法」違反での告発を求める嘆願書

広島市長 殿

広島県広島市佐伯区湯来町にあります『ひろしまドッグぱーく』では、昨年6月の閉園後に、飼育していた犬につき、適切な飼養管理を怠っていたことが発覚いたしました。パーク閉園後に、犬およそ500匹について劣悪な環境で管理し、生死に関わる程の極端な栄養失調に陥らせ、病気を蔓延させました。更に、パーク敷地内では埋められた犬の死骸も多数発見されました。

これらの行為は、動物愛護法で規定されている虐待行為に相当することは明白であります。

一部報道では、市は動物愛護法違反にはあたらないとして刑事告発はしない方針と伝えられています。今回『ひろしまドッグぱーく』で引き起こされた、尋常ならざる規模の惨劇でさえ告発の対象にならないとすれば、動物愛護法は一体いつ発動されると云うのでしょうか。

広島市が他に先んじて、我が国の動物行政に模範となる前例を示すべく是非、「動物愛護管理法」違反事件として告発して頂けますよう、お願い申し上げます。

以上

●写真提供:アーク・エンジェルズ
http://ark-angels.com/

氏名	住所	サインまたは印
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	
	都 道 府 県	